

平成26年3月17日

利根大堰周辺の治水と環境検討会の会員の皆様

国土交通省関東地方整備局

利根川上流河川事務所長 須見 徹太郎

「利根大堰周辺の土砂採取工事による自然破壊の進行と自然再生事業に関する再公開質問状」についての回答

日頃より、利根川の治水と河川愛護にご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、平成26年1月31日付で頂いた標記につきましては、会員の皆様方へ別紙のとおりご回答させていただきます。

回答につきましては別紙のとおりとなりますが、今後はこれにつきまして「利根大堰周辺の治水と環境検討会」を開催し、現地状況を一緒に確認しながら説明できる機会等を調整させて頂きたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

なお、この回答及び再公開質問状につきましては、今後、当事務所のホームページにて公表いたします。

## 再公開質問状に対する回答

1. 私たちの自主調査で明らかになったように、これまでの土砂採取工事の実施によって、「たまり池」の生物多様性は壊滅的な悪影響が生じている。これ以上放置することなく「たまり池」の自然再生対策の実施を、河川管理者の優先的な仕事として責任を持って取組むことを表明するか、それとも引き続き検討するとして先送りする意向か、を明確にしていきたい。

(回答)

1. 利根大堰下流地区の「たまり池」につきましては、地下水位の変化等に伴い水面が消失する事もあると認識しています。

平成 24 年の工事にあたっては、掘削面を平水位程度にすることで出水時の攪乱頻度を高め、自然の営力により自然環境を再生する方針として実施しましたが、工事や洪水による攪乱により環境の変化をモニタリングしつつ、次の対応を行っていく順応的管理が重要であると認識しているところです。

このため、水面の復活に向けた対策等については、「利根大堰周辺の治水と環境検討会」において、専門家や地域の方々の意見を聞きながら、引き続き共通の問題を認識した上で取り組みを進めていきたいと考えております。

2. 利根大堰下流地区の「たまり池」や「河岸砂礫地」等の大切な河川環境への四駆やモトクロスの縦横無尽の侵入走行は、生物多様性のみならず周辺住民の苦情や堤防保護上も問題になっていることは明らかである。あくまでも、河川敷は自由利用が原則との従来通りの見解に固執するのか、それとも少なくとも「たまり池」や「河川砂礫地」等の重要環境への侵入制限措置を早急に具体化するか、の見通しを明確にしていきたい。

(回答)

2. 地域の皆さんが自然観察を行っている利根大堰下流周辺については、モトクロスや四駆自動車の乗り入れ制限について、引き続き検討していきます。  
なお、乗り入れ制限の区域や方法については、「利根大堰周辺の治水と環境検討会」において、専門家や地域の方々の意見を聞きながら、引き続き共通の問題を認識した上で取り組みを進めていきたいと考えております。

3. 平成 25 年 5 月に策定公表された「利根川水系河川整備計画」では、河川環境の整備と保全に関する事項（P62）において“利根川・江戸川における自然環境の整備と保全については、生物の生息・生育地の広域的なつながりの確保に努め、流域住民や関係機関と連携し、エコロジカル・ネットワークの形成を推進する”ことが明記されている。これまで渡良瀬遊水地の湿地再生や江戸川河岸のワンド創出等の環境対策が推進されるどころか、今もって土砂採取工事に伴う環境破壊だけが進んでいることは前述したとおりである。河川整備計画に位置づけられている「河川環境の整備・保全対策」の推進について、利根川本川では放棄する意向であるのか、それとも利根川全体で取り組むつもりがあるのか、明確にしていきたい。

(回答)

3. 河川整備計画に位置づけられている「河川環境の整備・保全対策」の推進については、引き続き実施してまいります。

なお、本地区については、「利根大堰周辺の治水と環境検討会」において専門家や地域の方々の意見を聞きながら、引き続き共通の問題を認識した上で取り組みを進めていきたいと考えております。